



募集中!!

福島県 動物愛護ボランティア



一時預かりボランティア

動物愛護センターで収容している犬猫のうち、授乳や人慣れ、又は治療が必要な犬猫を世話するため一時的に預かる。



終生飼養ボランティア

譲渡不適合となった犬猫を自ら終生飼養する目的で動物愛護センターから譲り受ける。

第三者譲渡 ボランティア

犬猫の新たな飼い主探しを非営利の活動とし、第三者に譲渡する目的で動物愛護センターから犬猫を譲り受ける。

適正飼養普及啓発 ボランティア

県が実施する動物愛護週間事業、災害対策啓発事業及び動物愛護センターが実施する飼い犬のしつけ方教室、小学校への獣医師派遣事業等の適正飼養普及啓発事業への協力を行う。
※登録は団体のみ

地域猫活動支援 ボランティア

動物愛護センターが支援する地域猫活動において、猫の捕獲、搬送、管理等に係る助言や協力を行う。



登録要件 (共通事項)

- (1) 動物愛護に関心がある方。
- (2) 県が実施する動物愛護管理事業の趣旨を理解し、県の指示に従い、自ら活動に参加できる方。
- (3) 県が実施する動物愛護ボランティア養成講習を受講している方。
※ 動物愛護ボランティア養成講習受講者と同等もしくはそれ以上の知識等を有している場合を除く。
- (4) ボランティア活動により生じる費用を負担できる方。

この他にボランティアの活動内容に応じた要件があります。

ボランティア登録希望の方は
管轄のセンター(支所)までお電話ください

動物愛護センター	: 024-953-6400	(管轄: 福島市、郡山市を除く中通り)
動物愛護センター会津支所	: 0242-29-5517	(管轄: 会津、南会津)
動物愛護センター相双支所	: 0244-26-1351	(管轄: いわき市を除く浜通り)